笠置寺と笠置曼荼羅についての一試論

堀 池 春 峰

中一松氏により笠置曼荼羅として國寶に指定され、鎌倉時代の笠置 う。 に至つた。加えて木津川の碧潭をひかえて、巨巖巍々としてそびえ 寺の一斑を窺知し得る唯一の名幅として、俄然學界の注目をあびる のは、笠置寺彌勒石佛像と大和文華館藏笠置曼荼羅に就いてであろ て究明のメスが振われているが、特に美術史學上重要視されている 笠置寺に就いては現在猶多くの問題を包藏しつつ、諸先學によつ この曼荼羅が最近迄多武峯曼荼羅として信ぜられていたが、田

たいと思う。

立つ峻峰の頂に、我國には屈指の石佛群像が存在している事は、正 、我國に於いては偉觀と稱す可き伽藍である。

þ 彌勒佛に對する信仰は、象法より末法に及んで益ゝ隆昌をみるに至 碩學尊勝院宗性等、三會の曉、龍華樹下に彌勒の說法を聽いて佛道 彌勒石と呼ばれる髙さ五十二尺、幅四十二尺の巨巖に彫りつけた 鎌倉初期より末期にかけては、 法相の學僧解脫房貞慶、華嚴の

畤

教の新生面を物語るものとして默視し得ぬ點であると共に、 を成ぜんとし、 佛教史學の面より考えても、 彌勒佛石像の當時代に占める地位の偉大なりし事が思われる。 成は特錐す可き異例の存在と云わねばならないのである。 今ここに笠置寺に闘する諸先學の論考を師表とし拙論を述べてみ この寺に遁れ隱棲し、學道にはげんだ事は、 笠置寺の石佛群像を中樞とする寺院構 笠置寺 南都佛 即ち

れ、後日その宿願を果さんが爲に登山し、この石像を作らんとした られた時、 と傳えている。 いる諸勸進狀案にも化人の助成によつた事が見え、 笠置寺鶸勒石佛像に就いては、天智天皇の皇子がこの山に遊獵せ 天人きたつて彌勒佛の尊像を彫刻したといい、白鳳年中の造顋 命累卵の危機に瀕せられ、 『今昔物語』を始め『彌勒感應抄』に所收せられて(2) 彌勒佛を 念じて 危難を 免が 藤原時代中期長

右寺 天智天皇十三皇子建立、

完成せられ、本寺たる東大寺に於いても天智天皇皇子の建立として

山嶽信仰に終始したと推定される。

との現在傳わる笠置寺緣起に記された天智天皇皇子が遊獵に出で

巨巖重疊たるとの山が、修驗道的な先驅者によつて、鑢山としての き志賀山寺(景福寺) の様な經濟的基盤をもつ寺で無かつた爲に、唯 は必然の趨勢であつた。しかも前記の近江天皇菩薩傳に明示する如

する笠置寺緣起が果して、要錄編纂當時のものと同一形態を有して いたか否やは疑問であるが、恐らくこの時代には旣に笠置寺緣起が

として、笠置寺縁起により天智天皇皇子の建立と認めている。

現存

有緣起

彌勒信仰に深く傾倒せられていた事が知られ、大友・施基兩皇子に

も父天皇の彌勒信仰の影響が少くなかつたと考えられるのである。

勃發し大海皇子卽ち天武天皇派の戰勝によつて終焉したが、

更に思いを逞しくするならば、

天智天皇崩御に當り、

壬申の風が

定し得ない。

自後約

見せられた直後に完成したと云う事は、

現石佛が元弘の飢に於ける

問題の彌勒石佛像が緣起に云う如く、天智天皇皇子が笠置山を發

世紀の間は、

歴代天武天皇後裔の子孫 に よ り 天皇の位は占めら

攻防戦によつて、相好全くその跡をとどめぬ今日、明確に認知し得

調御こととを期し年々龍花會が行われていたらしく、

天智天皇が

仰對象物にあつては、かかる範疇に入るものが多く、人工でないと

といい、唐招提寺于手觀音像と云い、斯界に卓絶した怪奇・名品の類 **傅えている傅承と萜だ極似した内容をもつている。笠置寺彌勒石像**

かかる傳承をもつものが多い事は衆知の事實である。特に信

喧仰する事に依つて大衆知識の崇敬を得んとする手段である事も否

には、

往生供料・云々」とあり、燃燈供養をして「直至」當來龍花會中慈氏 經上中下十部1、香爐十具、華盤十面、食邑五十戸、水田若干、作1 賀山門,整、嚴構、字與"建金地,立"寶殿一字,、彌勒像一鋪、

寫三彌勒

膶

或は金堂干手観世音像が 天平寶字年中に 天人が 降下して 七聲夜の 述せられた。| 招提干蔵傳記||所收の思託律師による鞍馬寺建立傳記、 造像したと云う傳説は、元祿十四年義澄によつて舊記を蒐集して撰 笠置山を發見し、後宿願を果さんとした折、天人降りて彌勒石像を

夥に覆われた欝蒼たる小丘──霧山干手谷──で造顋されたと

の逸文たる「近江天皇菩薩傳」には「情天宮願」生」・兜率」、 便於」滋 や『日本高僧傅要文抄』に幸にも牧錄せられた思託撰『延曆僧錄』 の虚構が存するとも一應考えられるが、又宗性筆『彌勒如來感應抄』 と云わねばならない。

の出現をみぬ限り、現存の笠置寺緣起を旁證し得ない事は甚だ遺憾 疑われていなかつたと思われる。然しこの緣起を更に裏付ける資料

かかる天智天皇皇子の建立と傳える點に寺側

せられるに至つたが、この一世紀の間、大友・施基皇子のどちらか

四十九代光仁天皇以後始めて天智天皇後裔によつて皇位が權承

56

により創建をみたささやかな山寺にも大異變をもたらすに至つた事

らしい。

彌勒石俳像と同時代の造顋と思われる。ことで少々問題として取上 峨天皇御宇弘仁年中當寺於「虚藏之寶前」 求聞持法修」之給云々」 と 彫線亦著しく彈力性をもち、神護景雲元年(A. D. 767) 良辨僧正の命 し、早や弘仁年中(810~823)には存在していた事を記し、恐らく により國家のために實忠が造立した頭塔の石佛群のそれと甚だ相似 如意輪觀音坐像は、少く共奈良時代末期の雄渾な氣風を宿し、その 勒石佛像とやや離れ斷崖の端に屹立せる虚空藏石と稱せられる二臂 したものをもつている。絲起に依ればこの石像は虛空菩薩とし、「嵯

Щ 勒石佛像を本尊としていたならば、恐らく繁鷲山として稱えられ、 護誦せられた「笠置寺十三重塔扉咒願文」中に「古稱此山 げねばならないのは、建久九年十一月七日貞慶上人によつて作られ 今號此塔云々」とある點である。もし笠置寺が創建営初より彌 爲靈駕

傳えられなかつたであろう。或は建久四年恐らく貞慶によつて作成 せられたと推定せられる「笠置寺舞裝束勸進狀案」によれば、延暦 下ラアハレマズ、下ハ上ヲウヤマハネバ聖德太子イミジクカキヲカ 盆と増長せられていた。慈鎭はその著『愚管抄』に於いて「末代ザマ ハソノ人ノ心ニ物ノ道理ト云モノノクラクウトクノミナリテ、上ハ

十七年大和岩淵寺勒操によつて創始せられた法華八講が、この寺で

書き留められているが、これは彌勒俳像を本尊として執行せられた も行われていたらしく、「延暦以來四百餘廻、世號之日本國第三傳 三日六座の講説問答を行う可く、南都の明徳を招き襲山會を行う旨 れぬとして、果して彌勒石佛を本尊として春秋二季執行せられ得べ 矣」と明記している。かかる勸進狀は多少の誇張のある事はまぬが きものであろうか。正治元年六月 日付「院廳下文案」に依れば、 の民屋さながら皆破れくずる。」と云う天變地異と 政權の 移動に終 饑饉、元曆二年(1185) の大地髲は「六勝寺皆破れくずる。九重塔も 上六重振り落し、(中略)皇居をはじめ在々所々の神社佛閣、

浄土、薬師寺西院の彌勒淨土畫像等その例は甚だ多いが、彌勒佛信仰 する。奈良時代には興福寺中金堂の彌勒淨土、西大寺彌勒堂の彌勒 り彌勒石像を傳え、蘇我馬子が延命を祈願した書紀の記載を嚆矢と うか。彌勒信仰は旣に敏達天皇十三年九月(A. D. 584) 鹿深臣百濟よ 受け、認められるに至つたのは、果して何時代頃に求む可きであろ かと思われる。然らばこの彌勒石佛像が笠置寺の本尊として崇敬を の信仰の干隆に從つて信仰の對象である本尊が移動したのではない

かく考え來る時、笠置寺石佛群像が時代の信仰に左右せられ、そ

亂はやがて安元三年の京都の大火、治承四年の南都炎上、 降は毎年の如く饑饉と疫病が蔓延し、保元・平治の亂に始まつた動 は、大饑饉と强盗放火に終止し、疫病が流行する等大治六年より以 養和の大

セ給フ十七ノ憲法モカイナシ」と評している。元永の頃(1118~1120)

を以て末法に入つたとする當時代の人心は攝關政治の矛盾によつて し最も有力なる要因となつたと思われる。卽ち永承六年 (A. D. 1051) が一段と强調せられ、流布をみるに至つたのは末法思想による處、蓋

57

あやし

始した平安時代末期の世相は、末法の悲劇、恐怖の世界として人心

期、

る信仰の勃興流布するのは、蓋し必然的趨勢と云わねばならない。 求し、彌勒に隨從し、龍華樹下の說法を聽聞して佛道を成ぜんとす を支配したのである。 とこに彌勒佛出生の一日も早やからん事を欣

の前に到り、 元永元年潤九月藤原宗忠が一族と共に笠置寺に参詣し、彌勒石俳像 「皆逢三會之曉、悉結一乘之緣」と祈請した事は、と

の彌勒石佛像が、ようやく諸人猲仰の靈佛として信仰されつつあつ

僧永眞がこの石佛像の前に「敷間之禮堂」を經營したのも、かかる り、終に宜旨を賜わつてとの功を完成したもの で ある。 安元年中(7) 彌勒信仰が永承以降の末法思想の流布によつて漸次興隆をみるに至 たことを示している。宗忠が参詣した數年前の天仁年中(1108~10)

(1175~6) 後白河法皇の臨幸も この様な彌勒信仰の隆昌に歸因する

處と思われる。(8)

佛像の傳說が生れ、「天人」・「化人」の作としてこの像を構成づけ る事によつて笠置寺の興隆を計らんとしたのであろう。そして「驤 に、『笠置寺絲起』が作成せられ、五丈の巨巖に彫りつけられた彌勒 蓋しこの天仁年中永眞に依つて數間の禮堂が建立せ ら れ た 時代

鷲山」と呼ばれ信ぜられていたこの山寺が、この頃を契機として彌

勒石佛像をもつて本尊と成す樣になつたと思われる。

定家・三條長兼等を始め、皇后女院等搢紳の歸依深く、前多議藤原 西少納言の孫、貞憲の子として生れ、後鳥羽上皇・九條道家・藤原 て隱遁したのであるが、身はかの平治の風に有名な藤原通憲入道信 せられるに至つた。 貞慶は建久三年(1192)との山寺に 三十八歳に **崇敬は、興福寺學僧貞慶が、この寺に隱栖するに至つて、益〻興隆**

ぜられ、笠置寺隆昌の計畫が行われていた事は、元曆二年「笠置寺 衆僧によつて彌勒石佛に對する信仰を流布せんとする方途が種々講 の程が窺われる。勿論貞慶がこの山寺に隱栖する以前に於いても、 長房の如き徳を慕つてその門に入る人も生じた事によつても、人材 信長彌勒殿佛供勸進狀案」文治四年六月 日付「觀俊造塔婆勸進狀

養和二年十一月より始められた大般若經六百卷の書寫が首尾十一ケ 勸進が行われ、建久六年十一月十九日付「貞慶敬白文」に依れば、 で、彼が入寺した年に日本第三傳と稱する法華八講に用いる舞裝束 僧十人前後の 少數であつたらしく、 大した 伽藍整備も 無かつた様 **案」等二三の文書の示すところである。しかも常時この山寺は、住**

年を投して建久三年十一月廿七日に完成し、これを納置する黑漆塗

する板葺六角三間の堂即ち般若臺が建立せられ、僧舍を改造して萱 祖師並に四天王像等が描がかれてあつた。更にとの六角經臺を安置 二菩薩像と舍利十六粒が安置せられ、六枚の扉には法相擁護の菩薩 の六角經疏が作られた。これは中央に釋迦如來、左右に文殊・彌勒

天變地異と政變等によつて、末法思想が正に有爲轉變の大渦中の

中に時代人を捲き込み、「地獄の業風」と思わ し め た 平安時代末 永眞等によつてたくみに把握せられた彌勒石佛に對する信仰

- 葺五間一面の僧房を建立し、建久七年八月には東大寺大勸進俊乗房

重源より、この般若臺に彼が入宋し將來したと思われる宋版大般若

建立せられ、釋迦如來像一尺六寸、一揆手半の四天王像、大般岩經頭職を當寺に寄附せられ、翌年十一月七日には木造瓦葺十三重塔が白櫝釋迦像一體が寄進せられた。同年八條院は伊勢國蘇原の御厨地經一部、八棐の蓮花を形どつた鐘一口、聖武天皇本尊と稱せられる

臺に於いては毎年二月興福寺の碩學六人を招請し驪山會が行われる役等免除せられる 院廳下文が 正治元年六月(1199)に下され、般若た伊賀國重次名田を般若熹覈山會料として官物已下恒例・臨時の國六百卷等が安置せられ、般若報恩塔と名付けられ、平式重が寄進し

で、大した伽藍も建立せられていなかつた事がわかる。 石佛像の前に敷間の軒廊式禮堂と僧舍が存在 して い た程度のもの

たのであるが、とれをみても、貞慶が當時に遁れた時代には、彌勒

以上概略乍ら貞慶が笠置寺隱栖中に於いて盡力した點を述べてみ

みた様である。

彿として物語るが如く精細に畫かれている。 が断崖に接して建てられていた有様が、實にありし日の笠置寺を彷され、本尊の前には燈籠一基が安置せられ、屈折した廻廊狀の建物 勒石俳像を中心とし、石佛の左に報恩塔と呼ばれた十三重塔が建立

今ことで我々が想起するのは原氏所藏の笠置寺曼荼羅である。彌

み、尊像空しく首上に當る」と云う有樣であり、又恒例臨時の法會堂とは近接し、爲に「咫尺之洞庭に 跪きて 遙かに 五丈之聖容を望を賜わり「數間」の禮堂を建立したのであつたが、本尊石佛像と禮との廻廊狀の建造物は前述の如く禮堂で、天仁年中僧永眞が宜旨

の場合には参詣の人を收容出來ないと云う有樣であつた。ここにこ

屋以爲經藏舞曲之臺、聽法之座」とすると云う計畫で、禮堂の間數尺あげて堂の内外より尊像を拜せしめ、「繼南軒廓以樂所、分北母可きもので、大改造の程度のものではなかつた。先ず永眞の禮堂はの數間の禮堂を再建し、かかる弊害をとり除く可く建仁三年二月にの數間の禮堂を再建し、かかる弊害をとり除く可く建仁三年二月に

が出され、勸進をして大修繕が行われたらしい。との建仁三年の時寛元元年四月に寶阿彌陀佛か又は笠置寺住侶等の名に於いて勸進狀けて見えぬが十三間を數える事が出來る。然もとの十餘間の禮堂は

は「一十餘間」あつたらしい。今この曼荼羅圖では向つて右方が

る木柱によつて縦横にこれを支えたのである。然もこの時の申狀案 59

崖の壁にそつて恰も廻廊の如き醴堂を造り、斷崖の地底より林立す

に「今常修復之期、懇企新造之儀、聊移彼基跡」と云える如く、斷

をみると朝廷の援助によつて、禮堂・

の禮堂はその地勢に左右せられ造立されたもので、 點をみると、相當大規模な建造物と云う事が出來よう。 との廻廊狀の禮 かかる異例

本尊石佛に向つて左には彌勒石と殆どその高さを等しくすると思 口の字型に造立されたものである。

堂は南軒廊、

北母屋に接續し、恰も彌勒石佛像の前面を 覆 う

が 如

述した建久九年十一月に貞慶に依り建立をみた報恩塔で われる小型の美しく彩色の加えられた十三重塔が見える。

泰造立木瓦算十三重塔一基

來岡母屋柱、大伽葉、須菩提、舍利弗、 日继进、 阿難陁

羅睺羅等羅漢像

をものしている事に注意せねばならぬ。『彌勒如來感應抄』第五に記 の碩學東大寺尊勝院宗性は、笠置寺に度と参籠し、旁ら多數の著作 れたのであろうか。貞慶の德を慕い、且つ彌勒信仰に凝固した當時 のと云わねばならない。然らばかかる改造は果して何時代頃に行わ とする常時の笠置寺の時代を決定する上に重要なポイントとなるも 置曼荼羅の年代を決定し、且つその對象となつた彌勒石佛像を中心 これは現在迄餘り先學によつて問題にされなかつた點であるが、笠 に瓦葺であつた點に兩者の間に大きな差異を認める事が出來よう。 層が少く共瓦葺でなく檜皮葺である事で、貞慶が建立した時は明 てみる時、その内部の狀態は窺知し得ないが、繪ではこの小塔の各

界岡原面、

. *
大工、

帝釋、日天、月天、難頭龍王、

沙迦羅龍王、金剛力士等

泰岡原後左右障子等疑鷲山、 像合八床 清凉山、 釋迦超劫等圖六頓

> 容

立

方

方

方

方

方

方

方

方

方

方

方

方

方

方

方

方

方

方

方

方

方

方

方

方

方

方

方

方

方

方

方

方

方

方

方

方

方

方

方

方

方

方

方

方

方

方

方

方

方

方

方

方

方

方

方

方

方

方

方

方

方

方

方

方

方

方

方

方

方

方

方

方

方

方

方

方

方

方

方

方

方

方

方

方

方

方

方

方

方

方

方

方

方

方

方

方

方

方

方

方

方

方

方

方

方

方

方

方

方

方

方

方

方

方

方

方

方

方

方

方

方

方

方

方

方

方

方

方

方

方

方

方

方

方

方

方

方

方

方

方

方

方

方

方

方

方

方

方

方

方

方

方

方

方

方

方

方

方

方

方

方

方

方

方

方

方

方

方

方

方

方

方

方

方

方

方

方

方

方

方

方

方

方

方

方

方

方

方

方

方

方

方

方

方

方

方

方

方

方

方

方

方 **泰岡上層四天王像各十二**躰

奉造立綵色一操手半四天王像各一躰 李岡鏡面文殊師利菩薩像一躰

泰納佛舍利三粒、彌勒菩薩像一千躰 奉摺寫店本大般若經一部六百条

と明示されている如くに、奈良時代以降盛んに行われた四方佛淨土 **率書寫大乘本生心地觀經一部八卷、寶篋印陀羅尼 率摺寫妙法蓮華經一部八卷、** 無拙義、 **视普賢等經各一**

卷

の

とれは前

された宗性の奥書に依ると 二月之比、至寬元々年暮春之候、每卜當山寂寞之閑居、 文應元年中五月十一日時於笠置寺般若院抄出之畢、自去文曆二年 聊抄彌

と述べ、文暦二年(1235)より寬元元年(1243)に至る九ヶ年に及 感應之要文、先後九廻之間結集四帖雙紙、 云

述が行われた事がしられるが、文應元年は宗性正に五十九歳で「今 で笠置寺に隱栖し、現存する彌勒感應抄五帖の中、 四帖迄の結集撰

天之暮雲」て、笠置山に居を移し、この卷第五を結集する事によつ 六旬齡頃傾、難期後年於笠置山之曉月、 て、後代の人をして彌勒佛に歸依せしめようとしたのである。 一生殘迫、深懸願念於兜率 との

型式を脫皮したものであつたかがわかる。ととで曼荼羅と比較し 伏し、巨木天を覆ち濕潤の地にあつては、殊に朽損破壞の程度が甚 上人歿して四十八年に成り、 かかる笠置寺の如き巨巖重疊として起

文應元年の頃には、十三重塔も建立以來旣に六十三年に及び、貞慶

性が彌勒感應抄第五を記していた時に塔の破損も悲しくなり、 に位置する建造物には檜皮葺の多い事によつても窺われる。 をいためやすい事は現今とて同様であり、往古よりかかる地勢風土 しかつた様である。或は冬期に至つて、積雪寒度の爲に瓦葺は屋根 即ち宗 修理

す可き必要にせまられていたのであろう。この奥書に 加之十三重貨塔增場、 **勵微力而加修複、三七日入堂添祐扶老骨而致精誠云**

修理せられて内陣を復舊する爲か、それ共相當な破損をきたしてい 可きであろう。塔内がこの様に修理を必要とした事は、十三重塔が のそれを指すかとも思考せられ、廿一日間入堂して修理したととる られるのであるが、この奥書の文章より考えて、壇場は恐らく内陣 のとして、その功を誇らぬ宗教的自覺によるところであろう。 と書記し、 「十三重資塔壇場」なる句は、一見塔の基壇のみを指す様にも感じ 聊かその微功を傳えている事は宗性の人格を表現したも との

皮葺に誤寫したとは一概に決論し得ず、又前述せる寬元元年四月 描寫せられている點を思う時、貞慶創建常時の瓦葺の各層屋根を檜 た爲であう。笠置曼茶羅が、矢代博士の考證をみた如く甚だ忠實に 日付笠置寺住侶等禮堂勸進狀が宗性によつて作成せられている點を

考え合す時、寬元元年から文應に及んだ頃に、禮堂の新築の以後に

に多大の援助をなしえた事もあながち否定し得ないのである。

つた華巖宗本所である尊勝院院主であつてみれば、禮堂・塔の改造 寺中にある三論宗本所たる東南院と共に最も構威を有ち經濟力をも 於いて檜皮葺に改められたと想定せられる。猶又宗性が當時東大寺

> 海住山寺は天平七年良辨の開基と傳えている。 寺は白鳳四年役行者の開基と傳え、養老六年九月泰澄により中興、 峰山寺、海住山寺の如く奈良時代創立と傳える山寺が多い。鷲峰山***** いて私見を述べてみたい。相樂郡の東山所謂笠置山系には、 俊峰驚

勿論とれ等の緣起寺傳には猶考證せらる可き多くの盲點を有して

次に最も問題となつている彌勒石佛像ひいては笠置石佛群像に就

建立の川材を運漕するに當り當山下の巨巖を摧破し運筏の煩を取去 大寺建立に當つて良辨がとの山寺に参籠し干手祕法を行い、大佛殿 も天智天皇皇子の開基と傳えているが信憑す可き資料が無く、唯収 いるが、大體奈良時代に開かれたと考えられる。笠置山寺に就いて

つた事を特筆している。

運ばれ、天平十一年には用材の集積所としての 役所とも云う可き 年興福寺西金堂造營に當り、ここから集積せられた用材が平城京に として流れをとどめ碧潭に樹影をうつしている。泉津は旣に天平六 有り得可き事で、今猶笠置川と呼ばれるとの邊一帶には、巨石重薨 **製塞していた巨巖を除去摧破し、河床を掘鑿した事は常時として** 作所」の川材を泉津(木津)迄運漕 するについて、 笠置山の狭谷を 辨の功を傳えているが、大佛殿建立に當り、設置せられた「伊賀山 この良辨の河床改作の事は『海住山寺緣起』にも取入れられ、 良

頽し運送する役を司つていたらしい。又天平寶字三年十二月に竣工

「泉木屋」が設置をみ、木津川を上下して運漕されて來た用材を集

る 巨巖を摧破するに際して

営然と云わねばならない。

しかも

カゝ ታን

þ したと思われる法花寺金堂の用材に關しても、 こまれたのである。 殊に伊賀山作所は平城京より最も近き位置に在 り伊賀山作所よりこの木津川を運漕して泉津に運ばれ、 後述する如くその中心をなしたと思われる玉瀧杣は巨木繁茂し 造東大寺司の手によ 現場にもち

年(959)東大寺西塔院の再建に當つても、別當光智の奏狀に依れば、 (北柳) に之を求め、 木津川を下つて泉津より本寺に運漕し、天徳三 その用材を この玉龍

堂・三面僧坊燒失し、

最も良材を得たものの様である。延喜十七年十二月 (798) 東大寺講

再建に當つては、

諸大寺の造營に當つては最も競望が多かつた樣で、この時代にも東 玉瀧杣より心柱三木を伐採している。かかる杣であつた爲に諮官

地の利を占め、 又法性寺諸堂の用材が伐採されんとした事實によつても、この杣が 大寺西塔の造鶯の外、修理職、冷泉院・雲林院等の用材が切られ、 運輸に比較的便利であり、良材が特に多かつた點 rc

足す可きではなかろうか。

ら、巨巖多く川流を塞とめる笠置狹谷は最も難所であり、 書に「笠間筏師」の名をみる如く、筏師がこの用材を泉木屋迄運漕 佛殿建立に當つて伊賀山作所にて切取伐採された用材は、 難を極め、 よるといわねばならない。以上の點を考慮に入れて歸納すれば、大 したと考えられる。 造東大寺司の石工等によつて摧破せられたと思われる。 特に大佛殿の用材は巨大なものを必要としたか 正倉院文 運漕も困

> れる。 良辨等寺家の僧侶により祈請せられた事は有りう可き事で、 は、 笠置寺縁起に明記する如く「干手祕法」となつてあらわれたと思わ 當時はとりわけ巨石信仰が人心を支配していたと思考せられ、 ととに

東大寺司の石工等によつて、 やした事であろう。 代に於ては、さしたる機械力も無かつたから、 行われた事は想像に難くなく、又當時代卽ち天平勝寶元年前後の時 笠置寺の石佛は恐らくかかる工事に從事した造 山 :上の巨巖に刻りつけられたものと推 相當數の日數をつい

笠置狹谷の掘鑿に當つては相當數の石工・土木等が派遣

せられ

勝賓三年(751)實忠が笠置山寺の龍穴に入つて「都率之内院」に至 ある所傳もここで一考す可き必要がある。笠置寺縁起に依れば天平 **先學によつて提唱せられた良辨高足實忠が笠置と密接なる關係に**

堂の條にみえ、この記文は亦弘仁六年四月廿五日實忠が八十五歳の 5 配した「東大寺權別當實忠廿九箇條事」にみえる。 十一面悔過會の天平勝寶四年始行說は東大寺要錄諸院章、

畤

举仕十一面悔過事

二七日六時の行法を始行し、翌月東大寺羂索院でも之を始めたと云

二月

り十一面悔過會を修得したと云われ、

翌年正月一日に當寺正月堂

合七十年年二月一日 二七箇日間奉仕如件、年

堀通曲谷、

爲流桴筏之巨川數百餘町、

其程遙遠、

千萬人力、

其功難

良材互材の運漕には、

「桴筏を流さんが爲の巨川」を掘鑿した事は

況や営初の大佛殿建立に用する

量」と慨嘆せしめているのである。

前述の西塔の用材運漕すら光智をして「削平峻巖、作挽材木之大路」

率仕涅槃會事

合六十二年毎年二月十五日奉仕如

件

が書記したとの廿九箇條の自己の業績中に、十一面悔過會に奉仕し 五十八年、 五十五年の誤記である事は明かな事である。實忠

より作られたものであるらしい。然し右十一面悔過、涅槃會の奉仕

の如く、十一面悔過會(修二會)も後代との東大寺として記念す可き

年に假託されるに至つたのであろう。

四年になつて七十年と云う敷字は求め得られない。この「七十年」 記を弘仁六年卽ちとの廿九箇條が記された年にして逆算しても六十 十二年以前、卽ち天平十二年(740)に求められ、實忠九歳の時に當 實忠に依り創始せられたのか 否やは少〻 考究を 要する 問題であろ ない點に、他の業績を緻密に明記している事と比較する時、果して た事を記しているのみで、之を創始した意味の事を少しも記してい ならず、又その書入れである「自去天平勝寶四年、 る。九歳にて十一面悔過を創始したと云う事は甚だ疑問と云わねば もし「七十年」とする事が正しいとすれば天平勝寶四年を遡る 至大同四年」の

帳』の寶龜四年正月 (773) の僚に、緋端疊七十枚、絁紺帳五條の二 さえ描かれて居らず、正倉院文書に於いては、『倉代西端雜物下用 は要錄の再々に亙る轉寫によつて後人が竄入し佞造したものかも知 種の物が「右件二種物、爲、用,十一面悔過衆僧座料,下充、 實忠 こ と見え、 當時實忠により 十一面悔過會が執行せられていた れない。天平勝寶八歳の東大寺四至圖には現在の二月堂はその片鱗 は實忠の 誤算か、 或は亦、「天平勝寶四年云々」と明記する 記事 付点法師

> か。 **績を仰えた如く、奈良時代末期より平安時代初期にかけて、東大寺** 於いて感得したとする事に依つて、良辨以來の東大寺との關係をよ Ų 財政を確立する 傍ら、 造寺造佛にかけても 甚だ偉大なる 功績を遺 り密接に保持し、自己の立場を强固にせんとしたのでは なか ろう 笠置寺縁起には實忠の創始したと云うこの十一面悔過會を當時に 良辨の創設した華嚴經講の大學頭にも二度廿一年に及んで之を 換言すれば實忠は良辨の高足であり、その廿九箇條に自己の

事に依つて、笠置寺自體の立場を有利にせんとしたのであろう。 關係を諸末寺のそれよりも更に優越せしめ、要因を遠く求めしめる 事が出來る。かかる奈良時代末期から平安時代にかけての東大寺に **興隆にあずかつて力あり、** 山に於いて感得したと云う傳記を侫造する事によつて、 偉大な業績をしるした實忠の創始したと傳える十一面悔過會を笠置 東大寺別當に補任せられた等定大僧都の如き人材を出し、華嚴宗の 務め、その資に桓武天皇東宮の時の師範として英才をうたわれ、 の悔過創始の事は實忠の實錄たる廿九箇條にも見えず、將亦要錄に 正にその一生は佛法興隆に捧げたと云う 東大寺との ح

更に東大寺造立に於ける實忠と當寺との關係は如何がであつたろう 置寺との關係は以上の如く甚だ否定的見解を取らざるを得ないが、

勢」を持つて「動植咸に榮えむことを欲し」て造像せられた東大寺

事がしられるのみである。天平勝寶四年は「天下の富と」「天下の

も笠置の事に關しては片鱗もふれていない點を考慮に入れれば、

らく縁起の著者の作意に出でたものと思われる。

十一面悔過會と笠

盧舍那佛像の開眼供養が「佛法東歸より齋會之儀未だ嘗て此の如く

の盛なるとと有らず」と云われ、

諸行事の濫觴もこの年に出でる**も**

63

實忠が大佛殿造立の後を承けて紐行せられた造寺修造の工事に敏

り石佛群像が彫刻され、

腕を振つた事は一言ふれたが、廿九箇條には彼が技術師としての

大佛殿副柱四十枝を得る爲に近江國信樂杣に諸匠夫を率いて自ら出 を物語る資料が甚だ多い點に注意せねばならぬ。寶鶴二年四月(771)

向して用材を寺家に運送し、寶龜十一年より延暦元年(780-82)にか

背部所と並に左手脱落にあたつて延喜廿年より廿二年に及んで伊賀 杣に工匠を伴つて出張して修理用材を作る等、良辨が大佛殿建立、 の土を彩取して十九萬枚の瓦を作つて寺家の用に充て、或は大佛の けて三面僧房に用いる品質の良き瓦を作る爲に山城國相樂郡福宏村

ばしている。山城北部には實忠と關係を有する寺院が二三數える事 石山寺造營に東奔西走したのと同様に、伊賀、山城にその足跡をの

れたと推定されるのである。笠置山寺と實忠との關係も恐らく、伊 の出來るのも、 かかる土木事業に關聯して、そこに寺院が建立せら

賀・信樂杣より用材の運送等に依つて、 工等に依り彫刻をみた石佛群像に祭祀を行い、假堂程度の堂字が建 て一時の寄宿に充て桴筏の難を除去し、 良辨の用材運漕に當つて石 山上に工匠の雜舎を建立し

過法を感得したと云うのも、 立せられたのであろう。質忠が「笠置寺之龍穴」に入つて十一面悔 しめる素因となつたと思われるのである。 笠置山寺が世上にクローズアップせられて來たのは、 かかる點に、 行法と密接な關係を求め 以上縷〻記

質に東大寺造營に當つて、伊賀山作所、甲賀山作所とい

した如く、

所が注目を引き、良辨・實忠に率いられた石工・木工等の工人によ つた伊賀・信樂杣等より運漕された用材の運送に當つて、笠置の難

ņ

は大佛殿川材運漕に當つての時即ち天平勝寶元年 (749)

前後と思わ

石佛が良辨に率いられた石工により作られた事をおぼろけ乍ら

厚に観取し得るものがある。故足立博士が曾てとの彌勒石佛像の作 時既に正確なる事は知り得なかつたのであろうと指摘せられたが、 おが「化人刻彫之像」と貞慶に明言せられている點より、貞慶隱遁當 群像とその氣宇相通うものがあるが、寧ろより奈良時代の氣風を濃 忠が良辨の命を受けて建立した 神護景雲元年の 土塔 (頭塔) の石佛 も、四村氏が詳説せられた如く、雄大にして豪放な氣宇を有し、實

把握し究明し得ないが、唯虚空藏石と傳える二臂如意輪像に於いて

至つたとするが、隱當であろう。石佛旣に火難によつてその全貌を

法師解案」に依れば大和國小楊生郷安部近弘等が寺領を押領せんと つた事は一應考慮すべき點と思う。建久八年二月 名を附加する事によつて、信仰心を助長せしめんとする手段でもあ 海・最澄等の名を附せしめる原因も、 の機構より來たる所であり、おおかたの寺傳が、 として、その殆どは明確に作者を決定し得ぬのは、 かかる工人を代表した高僧の 日付「笠置寺大 奈良時代造佛所 行基・良辨・空

奈良時代に於いて著名な大寺に於いても造像銘の有する佛像は論外

と記し、良辨が一時當寺に止住した由を明記している。 所知也、云々 (春華秋月抄草) **儀者人訓未曾有之石像、四百廻之濟會者世稱第三傳之八講、靈異感應普天** 常寺者天智天皇聖代權與之伽藍、 良辨僧正止住之勝地也、 五十二丈之尊 恐らくとれ

した時、その奏狀中に

64

ある程度のささやかな堂舍の建立をみるに

を施入せられて確保されてより以降、木守が住んで所役に當つた。 聞えたと云う伽藍を擁した當寺にあつては、玉瀧・湯船・内保・鞆 造営と關係があつた笠置寺が鎌倉・南北朝時代に及んで東大寺の末 保元三年五月にも廰宜が下され木屋所畠四町は國役を免除せられて 取は常に必要であり泉木屋の重要性は資龜九年五月十六日四町の地 田等の杣人等により開發せられて庄園化しつつあつたが、用材の彩 東大寺建立以來平安時代に至つても造寺と修理に木膏絶えまなく かかる造寺に關係深い一機構をもつた木屋が存在し、東大寺

五

寺として存寂したのも故無しとしない。

寺の景觀を描寫したものと云えよう。彌勒石佛の踏割式蓮座によつ れているのであるが、斷崖に添つて建立をみている一見軒廊の如き れている點よりみて、恐らく宗性隱栖の寬元頃大修繕が行われた當 た十三重塔が貞慶建立當初の瓦葺とは異り、檜皮葺の屋根に改めら 建物が三章で指摘した如く、明かに醴堂であり、本尊の側に描かれ 事は言う迄もない。唯先學の間で、この曼荼羅が元弘元年(1331) 笠 笠置彌勒石佛を中心とするありし日の景觀を偲ぶ唯一の遺品である 大寺司の石工に歸せられる可き事を述べた。舊原氏所藏の曼荼羅 置寺炎上後に描かれたものとする論と、しからずとする論證に分た 係があり、その石俳像の作者としては、泉河の巨嚴を摧破した造東 前章に於いて笠置寺の石佛群像が、實忠よりも寧ろ良辨に深い關

> 異彩を放つものが産出せられた事は想定して誤り無かろう。 茶羅の中、 論を俟たぬ。唯かかる曼荼羅が春日信仰と密接な關係を有つ春日曼 佛像の、引いては曼荼羅の彌勒佛像の時代判定にはなり得ない事は て時代決定を成し得ぬ事は西村氏により指摘せられた事は、 所謂宮曼荼羅の流布と影響を受けて、 かかる彌勒信仰に との石

東大寺園書館藏宗性撰自筆本 矢代幸雄氏「歎美抄」所收「笠置曼荼羅」(大和文華第二號)参照。

同氏著「奈良の石佛」所牧三七二頁參照

3 2 1

4

東大寺圖書館藏宗性撰讃佛乘抄第八所收。

5 岩波文庫本一六三頁

中右記

7 6

9 南無阿彌陀佛作葬集記載、猶銅鐘は「建久七年丙八月十五日大和尙 建久八年二月 建仁三年二月 日付「笠置寺大法師等解案」及笠置寺椽起参照 日付「笠置寺住僧申狀案

南无阿彌陀佛」の刻銘を有し現に重要文化財に指定せられている。 正治元年六月 日付院廳下文案

建元年四月貞慶寄進狀案 正治元年(?)笠置寺重首上狀案

元久元年十一月十七日付龍華會願文

17 16 15 東南院文書第六横ノ第六卷所收 平安遺女一、所收天德三年十二月二十六日付太政官符案(東南院文 寬元元年四月笠置寺住侶勸進狀案(宗性自筆草案)

本論は文部省人文科學研究助成を受けた「東大寺圖書館善本の研究」

の一部である。